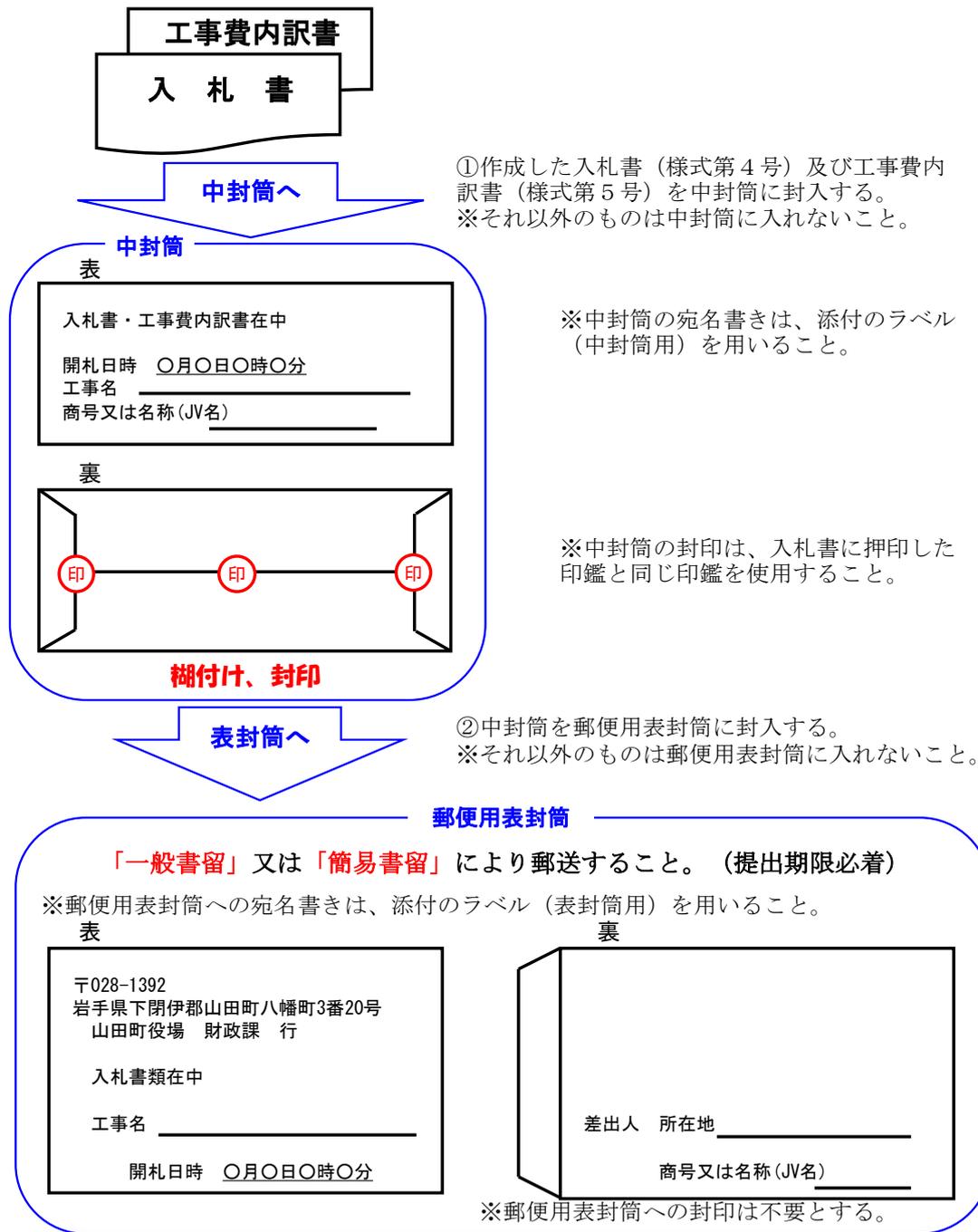


郵便入札の方法（参照図）

入札書類



（注意事項）

- ①開札日時は、条件付一般競争入札公告に記載された日時を記入すること。
（入札書類を郵便局へ出す日ではないので注意すること。）
- ②中封筒には、入札書（様式第4号）1枚、工事費内訳書（様式第5号）1通以外のものを入れないこと。
これ以外のものが封入されている場合は、入札が無効となります。
- ③中封筒の糊付け、封印を忘れないこと。
（特定共同企業体（JV）の場合は、JV構成員2者の封印又はJV代表者の封印となります。）
- ④「入札書と工事費内訳書が封入された中封筒」を表封筒に入れ、**一般書留**又は**簡易書留**により山田町役場財政課に**郵送**すること。（入札公告において指定の**提出期限必着**とすること。）
これ以外の方法の郵送、宅配、持参等での送致は、入札が無効となります。
- ⑤入札書類の取り違い（送付書類と封筒の記載内容の不一致）がないよう、注意すること。
不一致があった場合は、入札が無効となります。